

高齢者虐待防止のための指針

アサヒケアサービス株式会社

適用事業所：グループホーム安らぎ、グループホームさくら及びグループホーム三雲（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護・共用型認知症対応型通所介護） ケアプランセンターあさひ（居宅支援事業所）

発行日：令和 8 年 9 月 16 日

改訂版：第 2 版

1. 目的

本指針は、アサヒケアサービス株式会社（以下「法人」という。）が運営するグループホーム安らぎ、グループホームさくら及びグループホーム三雲、ケアプランセンターあさひ（以下、それぞれを「事業所」という。）において、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）及び基準省令・同解釈通知に基づき、利用者の人権の擁護と虐待の防止のために必要な事項を定めるものである。

2. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

2.1 基本理念

高齢者の尊厳を保持し、介護を他人に委ねることに対する社会的な安心を確立するうえで、利用者に対する虐待はあってはならない。事業所は、**虐待を「しない」「させない」「見逃さない」**を基本とし、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止に組織として取り組む。

2.2 虐待の定義

本指針における虐待とは、高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項に定める養介護施設従事者等による高齢者虐待をいい、次の 5 類型をいう。

類型	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。正当な理由なく身体を拘束すること（緊急やむを得ない場合の 3 要件を満たさない身体的拘束等を含む）
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

類型	内容
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

2.3 不適切なケアへの対応

虐待に至らない不適切なケア（呼び捨て、命令口調、子ども扱い、プライバシーへの配慮を欠く介助、急かす・待たせる・無視する等）は、放置すると虐待につながる。職員は日頃から互いに声をかけ合い、早期に是正する。

3. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

3.1 委員会の設置

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「委員会」という。）を、法人が運営する事業所の**合同委員会**として設置する。
- ・委員会は、身体的拘束等の適正化のための委員会と**一体的に設置・運営**する（名称：身体的拘束・虐待防止委員会）。議事録上は虐待防止に係る検討事項を区分して記録する。
- ・委員会は、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員など幅広い職種で構成し、構成員の責務及び役割分担を明確にする。各事業所の委員は別表のとおりとする。
- ・必要に応じて、外部の専門家や第三者を活用するよう努める。
- ・委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。この場合、個人情報の適切な取扱いに関するガイダンス等を遵守する。
- ・虐待等の事案は、個別の状況に応じて慎重に扱う必要があるため、委員会の構成員は知り得た情報について秘密を保持する。

3.2 開催頻度

区分	開催時期
定期開催	3 か月に 1 回以上（原則として 4 月・7 月・10 月・1 月。身体的拘束等適正化の委員会と同日に一体的に開催）
臨時開催	虐待またはその疑いのある事案が発生したとき、その他委員長が必要と認めたとき

3.3 委員会の検討事項

- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること

- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制の整備に関すること
- ・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3.4 結果の周知

委員会の検討結果は議事録にまとめ、各事業所において**全従業者（共用型デイの従業者及び非常勤職員を含む）に周知徹底**し、周知した記録を残す。

3.5 虐待防止担当者

虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、事業所ごとに担当者を置く（別表）。担当者は、身体的拘束等適正化担当者等と兼務することができる。

4. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ・委員会が作成した研修プログラムに基づき、全従業者を対象に、**年2回以上**の定期研修を実施する。
- ・**新規採用時**には、必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- ・研修内容は、高齢者虐待防止法の基礎知識、虐待の種類と具体例、不適切ケアの防止、早期発見のポイント、通報義務と通報手順、本指針の周知、事例検討等とする。
- ・研修は集合研修のほか、動画視聴等の方法によることができる。欠席者には別途フォローを行う。
- ・研修の実施日、実施方法、参加者、講師、内容、使用資料を記録し、保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ・虐待またはその疑いを把握した場合は、**利用者の安全確保を最優先**し、必要に応じて医療機関の受診等を行う。
- ・速やかに市町村に通報し、市町村が行う事実確認・調査に全面的に協力する。
- ・事実確認は複数名で行い、関係者からの聴取内容、利用者の状態、記録等を客観的に整理する。
- ・利用者本人・家族に対し、事実経過と対応を誠実に説明する。
- ・虐待を行った職員については、就業規則に基づき厳正に対処するとともに、業務からの一時的な離脱、配置の見直し等を行う。
- ・委員会において発生原因を分析し、再発防止策を策定・実施し、その効果を評価する。
- ・市町村から指導・助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行い、改善内容を報告

する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

6.1 相談・報告の流れ

段階	対応
①発見・気づき	発見した職員は利用者の安全を確保し、直ちに管理者または虐待防止担当者に報告・相談する
②事業所内の共有	管理者は事実関係を整理し、法人本部及び委員長に報告する
③市町村への通報	管理者（または法人本部）は、虐待を受けたと思われる利用者について、速やかに市町村に通報する
④委員会	委員会を臨時に開催し、原因分析・再発防止策を検討する

6.2 職員個人の通報義務と通報者の保護

- ・ 高齢者虐待防止法第 21 条により、養介護施設従事者等は、業務に従事する事業所で**虐待を受けたと思われる**高齢者を発見した場合、速やかに市町村に通報しなければならない。虐待であるとの確証は必要ない。
- ・ 事業所内の報告体制は、職員個人の通報義務に代わるものではない。**職員は、事業所内に報告することなく、直接市町村に通報することができる。**
- ・ 守秘義務に関する規定は、虐待の通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く）を妨げるものではない（同法第 21 条第 6 項）。
- ・ 通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない（同法第 21 条第 7 項）。
- ・ 利用者・家族、従業者からの相談窓口は別表のとおりとし、相談者のプライバシーを保護する。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- ・ 判断能力が十分でない利用者の権利擁護のため、利用者・家族に対し成年後見制度及び日常生活自立支援事業の説明を行う。
- ・ 必要に応じて、地域包括支援センター、区役所・支所の保健福祉センター、社会福祉協議会、成年後見支援センター等の関係機関と連携し、制度の利用につなげる。
- ・ 経済的虐待の防止のため、利用者の金銭・財産の管理は法人の規程に基づき適正に行い、記録を残す。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ・ 虐待等に関する苦情は「苦情処理マニュアル」に基づき受け付け、苦情解決責任者は虐待

防止担当者と連携して対応する。

- ・ 苦情の内容から虐待が疑われる場合は、本指針の 6. に従い、市町村へ通報する。
- ・ 苦情の申出人に対しては、事業所の窓口のほか、京都市（区役所・支所）及び京都府国民健康保険団体連合会の窓口があることを案内する。
- ・ 苦情に対応した結果は委員会に報告し、再発防止に活用する。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ・ 本指針は事業所内に備え付け、利用者・家族等がいつでも閲覧できるようにする。
- ・ 法人ホームページに掲載し、誰でも閲覧できるようにする。
- ・ 契約時に、重要事項説明書により虐待防止に関する事業所の取組を説明する。

10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- ・ 職員のストレスや負担が虐待の要因となりうることを踏まえ、職員のメンタルヘルス対策、職場環境・勤務体制の改善に取り組む。
- ・ 本指針は「身体的拘束等の適正化のための指針」「ハラスメント対策指針」と一体的に運用する。
- ・ 虐待防止の措置（委員会の開催と結果の周知、指針の整備、定期的な研修、担当者の配置）が講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算が適用されることを踏まえ、管理者は毎月、措置の実施状況を確認する。
- ・ 虐待に関する記録（事案記録、聴取記録、通報記録、委員会議事録、研修記録）は、その完結の日から 5 年間保存する。
- ・ 本指針は、委員会において年 1 回以上見直すほか、法令・通知の改正時には速やかに改訂する。

附則

- 1 本指針は、令和 8 年 9 月 16 日から施行する。
- 2 令和 4 年 8 月 6 日に制定した「高齢者虐待防止に向けた指針」は、本指針に改める。

改訂履歴

版数	改訂日	改訂内容	承認者
第 1 版	令和 4 年 8 月 6 日	「高齢者虐待防止に向けた指針」として制定	

版数	改訂日	改訂内容	承認者
第2版	令和8年9月16日	名称を「高齢者虐待防止のための指針」に変更。解釈通知の記載事項（基本的考え方、委員会等の組織、研修方針、発生時の対応方法、相談・報告体制、成年後見制度の利用支援、苦情解決方法、閲覧、その他）に沿って全面改訂。虐待の定義を高齢者虐待防止法の養介護施設従事者等の規定に修正。委員会を法人合同かつ身体拘束適正化委員会と一体的に運営（3か月に1回以上）、研修を年2回以上＋新規採用時と明記。職員個人の通報義務・直接通報・通報者保護、担当者・通報先（別表）を追加。統一フォーマット採用	

別表 事業所別情報

項目	ケアプランセンター あさひ	グループホーム 安らぎ	グループホーム さくら	グループホーム 三雲
所在地	京都市伏見区深草西 浦町二丁目 96	京都市西京区御 陵谷町 29-2	京都市西京区大 枝中山町 2-41	滋賀県湖南市三 雲 69-3
管理者	水囊 由子	阪部珠乃	阪部珠乃	白井 康之
事業所内の相談窓口 (電話)	075-641-5411	075-641-5411	075-641-5411	075-641-5411
記録の保管場所	クラウド内	クラウド内	クラウド内	クラウド内

項目（各事業所共通）	内容
委員会の名称・形態	身体拘束・虐待防止委員会（法人合同・一体的開催）
法人本部の相談窓口	075-641-5411
市町村の通報・相談先 (京都市) (滋賀県湖南市)	京都市介護ケア推進課 075-222-3800 西京区役所健康長寿推進課 075-381-7643 洛西支所健康長寿推進課 075-332-8140 湖南市地域包括ケア推進局高齢福祉課 0748-71-2356
苦情の公的窓口	京都府国民健康保険団体連合会 075-654-9090 滋賀県国保健康保険団体連合会 077-510-6605

※各事業所の所在区により京都市の窓口が異なる場合は、上表に事業所ごとに追記する。